

平成 29 年 (2017 年) 8 月 31 日

# ペット霊園 設置規制の制度化へ

## 利用者保護のため 条例を平成30年7月施行予定

市は、ペット霊園設置に関する規制の制度化を進める。市内では4月、市内の霊園設置者が廃止時の不適切な取り扱いが発生したことなどから、利用者保護のため、設置・廃止時の手続きや施設の構造基準などについて、先行する他の自治体の規制内容も踏まえながら条例の制定を進めていく。施行は平成30年7月を予定。

- ★規制の主な内容としては、計画段階で周辺への事前周知や、設置・廃止時に必要な手続き、墓地や納骨堂、火葬施設などの構造基準などで、勧告に従わない場合の事業者への命令といった措置についても定める。
- ★ペット霊園設置の規制に関しては、京都市や高槻市、箕面市などがすでに条例を制定しており、各市の規制内容も踏まえながら検討を進める。
- ★条例は平成30年7月施行を目指し、環境審議会の諮問・答申や議会への報告、パブリックコメントの実施などを経て、来年の3月定例会に条例案を提出する予定。

<お問い合わせ>

環境指導課 ☎050-7102-6013 ファクス 072-841-1315